

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	判定	判断材料となった書類の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、ヒアリング日時等	判断理由
	2. 1の手順に基づき、危険性又は有害性等の調査が実施されているか。	☆			
(第2項関係)	1. 危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定するため、次の事項を含む手順が文書により定められているか。  (1) 労働安全衛生法令及び事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項を決定すること。 (2) 危険性又は有害性等の調査によって設定された優先度に従い、リスク低減措置を決定すること。  2. 1の手順に基づき、実施すべき事項が決定されているか。				
○安全衛生目標の設定(第11条関係)	1. 安全衛生目標が文書により設定されているか。  2. 安全衛生目標の設定に当たって、次の事項を検討しているか。  (1) 危険性又は有害性等の調査結果 (2) 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況  3. 安全衛生目標において、一定期間に達成すべき到達点が明らかにされているか。  4. 安全衛生目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。	☆			
○安全衛生計画の作成(第12条関係)	1. 安全衛生計画が文書により作成されているか。				
(第2項関係)	1. 安全衛生計画に、次の事項についての具体的な実施事項、日程等が含まれているか。  (1) 労働安全衛生関係法令等及び危険性又は有害性等の調査の結果に基づき決定された措置の内容及び実施時期に関する事項 (2) 日常的な安全衛生活動 (3) 安全衛生教育の内容及び実施時期 (4) 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期 (5) 安全衛生計画の期間 (6) 安全衛生計画の見直しに関する事項	—	—	—	—
○安全衛生計画の実施等(第13条関係)	1. 安全衛生計画を実施するための手順が文書により定められているか。  2. 1の手順に基づき、安全衛生計画に定める事項が実施されているか。	☆			